

Title	19世紀前半プロイセン農業改革のミクロ歴史分析
Sub Title	Micro-historical research on the Prussian agricultural reforms in the first half of the 19th century
Author	飯田, 恭(Iida, Takashi)
Publisher	
Publication year	2013
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2012. )
JaLC DOI	
Abstract	19世紀前半のプロイセン農業改革の過程において、農民の領主に対する建築用木材の請求権の償却が重要な争点の一つになっていた、ということが本研究の第一の発見である。この発見を出発点としつつ、本研究は、領主の農民に対する建築用木材下付の史的展開を、17-19世紀のより長期の歴史的展開の中で論じた。これは従来農業史的文脈のなかで論じられてきたグーツヘルシャフトの歴史を森林史的な文脈において論ずる新しい試みである。また以上のプロイセン史に関する実証的知見をもとに、日本とプロイセンの近代林政史の類似性を強調する研究への若干の反論を行った。
Notes	研究種目：基盤研究(C) 研究期間：2008～2012 課題番号：20530311 研究分野：社会科学 科研費の分科・細目：経済学・経済史
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_20530311seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_20530311seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月7日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2012

課題番号：20530311

研究課題名（和文） 19世紀前半プロイセン農業改革のミクロ歴史分析

 研究課題名（英文） Micro-historical research on the Prussian agricultural reforms  
in the first half of the 19<sup>th</sup> century

研究代表者

飯田 恭 (IIDA TAKASHI)

慶應義塾大学・経済学部・教授

研究者番号：20282551

研究成果の概要（和文）：

19世紀前半のプロイセン農業改革の過程において、農民の領主に対する建築用木材の請求権の償却が重要な争点の一つになっていた、ということが本研究の第一の発見である。この発見を出発点としつつ、本研究は、領主の農民に対する建築用木材下付の史的展開を、17-19世紀のより長期の歴史的展開の中で論じた。これは従来農業史的文脈のなかで論じられてきたグーツヘルシャフトの歴史を森林史的文脈において論ずる新しい試みである。また以上のプロイセン史に関する実証的知見をもとに、日本とプロイセンの近代林政史の類似性を強調する研究への若干の反論を行った。

研究成果の概要（英文）：

The first finding of this research project is that the liquidation of peasants' entitlements to lords' timber was one of the most important issues during the Prussian agricultural reforms in the first half of the 19<sup>th</sup> century. Starting from this finding, I further examined the long-term development of the timber-granting practice from lords to peasants from the 17<sup>th</sup> to the 19<sup>th</sup> century, focusing on the forest-historical aspects of the *Gutsherrschaft* traditionally regarded as an established agricultural system. Based on the Prussian evidence, I also challenged the research which emphasizes the similarity of Prussian and Japanese forest-historical paths in the modern period.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：ドイツ、農民解放、グーツヘルシャフト、森林、木材

## 1. 研究開始当初の背景

従来主としてマクロ的な視点から進められてきたプロイセン農業改革史研究を、ミクロ歴史学的な文脈で、ローカルな史料を用いながら行うとどのような新たな知見が得られるのか、という問題意識から本研究を開始した。

またこの問題意識は、1990年代以降、近世(16-18世紀)のブランデンブルク農村社会に関するミクロ史的研究が近年大いに蓄積され——これには研究代表者自身参画してきた——、かつてのグーツヘルシャフト像に幾多の修正を迫ってきたことに刺激を受けて生まれたものでもあった。

## 2. 研究の目的

- (1) 本研究は、19世紀前半のプロイセン農業改革について、ブランデンブルク州ポツダム県の一行政区アムト・アルトールピン Amt Alt-Ruppin を事例とし、「ミクロ歴史分析」を行うことを目的とした。その際、具体的には、同地の農業改革に関わる史料を集中的・体系的に分析することで、農業改革にともなう土地所有・利用関係の変化および関係当事者たちのそれへの対応を、従来の「マクロ」の研究よりも多面的かつ詳細に描写し、プロイセン農村の近代化のありようを再検討することを目的とした。
- (2) また、かつて日本の農村近代化の経路はプロイセン農村の近代化の経路(いわゆる「プロシア型の道」と同系列に属すると捉えられがちであったが、この理解の当否を、上記の実証研究を踏まえて再検討することも、本研究のもう一つの目的であった。

## 3. 研究の方法

ドイツ・ポツダム市にあるブランデンブルク州中央文書館(Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam)を随時訪問し、同館に所蔵されている農業改革関連史料およびその他の史料を閲覧、収集(複写)し、分析した。

ブランデンブルク州ポツダム県の御料地関連文書群(Rep. 2A, Regierung Potsdam, III D)に含まれるアムト・アルトールピン関連史料については、ミクロ歴史学の方法に則り、悉皆的な調査を試みた。

さらに、本研究の後半で、森林・木材問題に関心が集中していくなかで、ポツダム県の

御料地関連文書群(Rep. 2A, Regierung Potsdam, III F)の調査も進めた。

以上の史料分析の結果えられた知見を、関連する先行研究と照らし合わせつつ、適宜論文作成を行った。

## 4. 研究成果

- (1) アムト・アルトールピンの農業改革過程に関する史料調査を通じて、領主有林(この事例では御料地=国有林)に対する農民の権利の償却が、プロイセン農業改革期のきわめて重要な争点になっていることを発見した。なかでもとくに普遍的に見られた農民の建築用木材の請求権をとりあげ、その償却過程について、農民のタイプ別(賦役負担の有無、土地所有権の有無による)に、詳細な分析を行った。その結果、どのタイプの農民も、木材支給廃止に対する激しい抵抗を行ったが、賦役義務を負った非土地所有農民がすでに19世紀初頭において、賦役からの解放と引き換えに木材請求権を無償で放棄せねばならなかったのに対し、賦役義務のない土地所有農民の多くは木材請求権を19世紀後半まで従来通り保持しえたことを明らかにした。以上の成果については、2009年に国内の学会で口頭発表し(学会発表④)、さらに同年末にドイツ語の雑誌に論文として発表した(雑誌論文④)。
- (2) (1)の研究をきっかけとして、本研究は、研究対象を森林・木材問題にしぼり、これを19世紀以前も含めてより長期的に考察する方向にシフトした。その一環として、領主の農民に対する建築用木材下付の歴史を、アムト・アルトールピンのミクロの事例とクールマルク御料地全体のマクロ的動向を組み合わせつつ、1650年から1850年の長期にわたって分析する作業を行い、その成果を論文にまとめた。これは、従来主として農業史的文脈で論じられてきたグーツヘルシャフトの歴史を、森林史的文脈の中で論じようとする新しい試みと言える。G.F.クナップのグーツヘルシャフトに関する古典的研究(1887年)以来、ドイツ・東エルベの農民はグーツヘルの木材支給に依存しつつ、また支給される木材を浪費しつつ生きてきたというイメージが定着していたが、本論文により、このイメージが相対化された。すなわち、ある一定の条件の下で、農民たちが建築用木材の自弁や節約の傾向をもちえたことを明らかにしたのである。さらに本研究は、農業改革期に領主に対する木材請求権を失った農

民が森林盗伐に流れていくという近年の研究が提示したストーリーをも相対化した。すなわち本研究は、少なからぬ農民が木材請求権を従来通り保持しえたこと、そして仮にそれを失った場合でも植林などを積極的にを行い、不法行為に訴える以外の行動を通じて自らの木材需要を満たしていったことを明らかにしたのである。この論文は2010年の国際学界で発表(学会発表③)したのち、数度にわたる修正を経て、英文の国際的学術誌への掲載が決定した(雑誌論文①)。

- (3) 以上の成果をもとに、また独自の史料・文献調査を行いつつ、近世・近代移行期の領主有林・御料林・国有林に対する農民の権利について、日本とプロイセンの比較研究を行った。その結果、なお試論的な段階にとどまるものの、次の点をひとまず明らかにした。すなわち、近代以降日本はプロイセンの林政を模範とし、林政史におけるプロシア型の道をたどると従来の研究は主張してきたが、本研究によって、両国の領主有林・御料林・国有林における農民の権利のありようには、近世・近代を通じて少なからぬ相違が検出できることが一応明らかにされた。とりわけ近世日本においては、プロイセンとは違い、領主林における農民(村民)の木の自由処分や「稼ぎ」の余地が大きく、そのことが日本の近代林政に少なからぬ影響を残した可能性について論じた。この論文については、2012年に口頭発表(学会発表①)を行うとともに、国内の学術誌に発表した(雑誌論文③)。
- (4) なお研究代表者は、2011年度の西洋史研究会の比較農村史シンポジウムで、ヨーロッパの農村発展の長期的特質について、大局的に論ずる機会を与えられたが、その際、本研究で得られた成果を、一部有効に利用することができた(雑誌論文②、および学会発表②)。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① Iida, Takashi, “The Practice of Timber-Granting from Lords to Peasants: A Forest-Historical Perspective of the Gutsherrschaft in Brandenburg-Prussia from 1650 to

1850,” *Agricultural History*, vol. 87, no. 4 (Fall 2013): forthcoming. (査読あり)

- ② 飯田 恭 『ヨーロッパ史』のなかの近世ブランデンブルク農村——領主制の経路規定的影響力に注目しながら—— 『西洋史研究』新輯第41号、177-191頁、2012年11月。(査読なし)
- ③ 飯田 恭 「領主・君主・国家の森林に対する農民の権利——近世・近代移行期のプロイセンと日本——」 『歴史学研究』第893号、25-36頁、2012年6月。(査読なし)
- ④ Iida, Takashi: „Bäuerliches Beharren auf der „Holzberechtigung“: Die Auseinandersetzungen zwischen Gutsherrn und Bauern im brandenburgischen Amt Alt-Ruppin während der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, “ *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands* 55 (2009), pp. 121-165. (査読なし)

[学会発表] (計4件)

- ① 飯田 恭 「領主・君主・国家の森林に対する農民の権利——近世・近代移行期のプロイセンと日本——」 歴史学研究会総合部会(「資源」管理の歴史学: 近世日本とプロイセンの事例から)、早稲田大学、2012年3月18日。
- ② 飯田 恭 『ヨーロッパ史』のなかの近世ブランデンブルク農村——領主制の経路規定的影響力に注目しながら—— 2011年度西洋史研究会大会(共通論題: ヨーロッパ・日本・アフリカの農村社会—近世史と人類学—)、立教大学、2011年11月13日。
- ③ Takashi Iida, “‘Timber beneficences’ from the lords’ forests: new light on demesne lordship (Gutsherrschaft) in Brandenburg-Prussia, 1700-1850,” *Rural History 2010* (an international conference dedicated to rural economies and societies), University of Sussex, UK, 14 September 2010.
- ④ 飯田 恭 「農民による『木材権』保持闘争——19世紀前半プロイセンにおける領主・農民関係清算交渉の事例分析——」 2009年度政治経済学・経済史学会秋季学

術大会自由論題報告、岡山大学、2009年  
10月24日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 恭 (IIDA TAKASHI)  
慶應義塾大学・経済学部・教授  
研究者番号：20282551

(2) 研究分担者：なし  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者：なし  
( )

研究者番号：